（備考）

一　施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第三十一条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二　役務提供契約の場合は、省令第三十一条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第三（第三十九条の二の二関係）

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。

［加える。］

様式第三（第三十九条の二関係）

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。
⑴この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。